

# 平成 30 年度集団指導資料

## 全サービス共通 (富山市事業所用)

### [目次]

#### 【指導監査課】

- 1 平成 30 年度指導監査実施状況等について . . . . . 1

#### 【生活支援課】

- 2 生活保護法における介護扶助制度について . . . . . 6



# 平成 30 年度指導監査実施状況等について

富山市福祉保健部指導監査課

## 1 平成 30 年度実施計画

### (1) 所管対象法人・事業（所）数等

区 分	所管数	計画数	区 分	所管数	計画数
社会福祉法人	57	38	介護保険施設等		
社会福祉施設			介護保険施設	70	27
児童福祉施設（保育所等）	7	6	介護サービス事業所	1,361	314
認定こども園	56	56	障害福祉施設等		
身体障害者社会参加支援施設	2	2	障害者支援施設	11	3
老人福祉施設	11	3	障害福祉サービス事業所	283	53
有料老人ホーム	37	13	基準該当障害福祉サービス事業所	54	9
保護施設	1	1	実施機関（市）	3	3
			合 計	1,953	528

（数には、「介護予防（総合事業）」を含み、「みなし」・「休止」、「障害児相談支援サービス」及び「業務管理体制確認検査」を含まない。）

### (2) 実地指導体制、計画日数・事業（所）数等

- ① 指導監査課体制 課長ほか職員 4 名（計 5 名）
- ② 125 日、528 事業等（法人・施設・事業所・実施機関）

### (3) 指導監査重点事項

（社会福祉法人、児童福祉施設は省略）

<介護保険施設・事業所（老人福祉施設・有料老人ホームを含む）>

- ① ケアプランが利用者の課題等を踏まえ、真に必要なサービスを提供する内容になっているか。
- ② ケアプランに基づく個別介護計画が適切に作成され、それに沿ってサービスが提供されているか。
- ③ 届け出た加算等について報酬基準等に基づいた運営が適切に実施されているか。
- ④ 高齢者虐待防止、身体拘束適正化に向けた取組み（研修の実施、規定整備、委員会の開催等）がなされているか。
- ⑤ ヒヤリハット・事故の防止、苦情処理対応などの取組みが適切か。

### <障害者福祉施設・事業所>

・平成30年度は、就労継続支援B型事業所を重点対象事業所として実地指導を実施。

- ①個別支援計画が適正に作成され、それに沿ってサービスの提供が行われているか。
- ②工賃等が適切に支給されているか。工賃の額が法令等に違背していないか。
- ③障害者の就労につながる取組みがなされているか。
- ④身体拘束廃止に向けた取組みがなされているか。
- ⑤加算・減算等の基準に沿って自立支援給付費等が請求されているか。
- ⑥非常災害等を想定した防災計画が策定され、訓練を実施しているか。

## 2 平成29年度実施結果

- ① 実地指導・一般監査日数 141日
- ② 事業(所)数 570事業(所)
- ③ 結果内訳

区 分	実施事業(所)数	指摘件数(注1)
社会福祉法人	19	6
児童福祉施設	57	0
身体障害者社会参加支援施設	0	0
老人福祉施設	28	0
有料老人ホーム	14	0
保護施設	0	0
介護保険施設等(注2)	342	33
障害福祉施設等(注3)	107	4
実施機関	3	0
計	570	43

(注1: 是正・改善が必要と認められた事項について指摘を行い、改善状況の報告等を求めた件数)

(注2: 介護予防を含む。「休止中」及び保険医療機関等における介護保険サービス事業者のみなし指定を除く指定事業所数)

(注3: 基準該当サービスを含む事業数)

## 3 近年における指摘及び指導事項の例

### (1) 施設・サービス事業所関係共通

#### ① 施設管理・運営

- 施設・設備等の自主点検を定期的に行うこと。
- 循環式浴槽の水質検査、清掃(毎日・定期)など管理が不十分であった。  
\* 「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」を参考にしてください。

## (2) 介護保険施設・サービス事業所等

### ① 各サービス共通

- 居宅サービス計画又は個別サービス計画が適切に作成されない状況でサービス提供されていた。
- アセスメント、サービス担当者会議、利用者同意・交付、モニタリング、計画の見直し等が適切に行われていなかった。
- 管理者が非常勤で、同一敷地内等以外の事業所の管理者を兼務していた。
- 管理者が同一敷地内ではない事業所の従業員を兼務していた。
- 管理者のタイムカード又は出勤簿等が作成されておらず、勤務実態が確認できなかった。
- サービス提供中に発生した事故（利用者・入所者が医療機関を受診したもの）にも関わらず、当該事故について、市（介護保険課）等への報告がなされていない。  
\* 「介護保険事業者における事故発生時等の報告取扱い要領」（富山県）に基づき適切に報告すること。なお、報告の範囲には、職員の法令違反・不祥事も含まれます。

### ② 居宅介護支援

- 退職して在籍していない介護支援専門員名で報酬請求していた。（端末操作の誤りが原因と思われる。）

### ③ 居宅サービス

- 訪問介護・通所介護サービスにおける「同一建物減算」の適用漏れがあった。
- 訪問介護サービス事業所における特定事業所加算の算定に当たって、計画的な研修の実施（訪問介護員等について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定し実施すること）が行われていなかった。
- 訪問介護サービス事業所職員が有料老人ホーム職員と兼務する場合に職員の勤務時間帯、時間数等を明確に区分した勤務表を作成していなかったり、職員に明示していなかった。
- 2人の訪問介護職員等により訪問介護を行うことについて、利用者又はその家族等の同意を得ていなかった。
- 通所介護サービス事業所における個別機能訓練加算（Ⅰ）の算定に当たって、常勤専従の機能訓練指導員がサービス提供時間帯に配置されていない日に、当該加算を算定していた。  
また、機能訓練指導員等が3月ごとに1回居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した記録がなかった。

- ショートステイ事業所において、利用者の退所時刻前に次の利用者を受け入れたことにより、一時的に定員超過の状態となっていた。

#### ④ 施設サービス

- 身体拘束を行う場合の手続及びその実施記録が不十分であった。
  - \* 身体拘束を行うかどうかを判断する身体拘束廃止委員会やカンファレンスには、できるだけ幅広い関係者が出席すること。  
また、身体拘束が必要な理由、態様、時間、心身の状況及び解除予定日等を家族等に説明し、同意を得た上で行うこととし、実施後の入所者の態様及び時間、心身の状況等を含めて記録すること。
- 特別養護老人ホームにおいて、入所検討委員会の会議録が残されていなかった。
- 施設サービス計画の実施状況について、定期的にモニタリングを行っている記録が残されていなかった
- 生活相談員が営業日に休みを取った時に代替りの生活相談員が配置されていなかった。

#### ⑤ 地域密着型サービス

- 運営推進会議が設置されていない。あるいは、基準通りの頻度で開催されていないかった。又は、開催されているが、地域住民が参加していなかった。
  - \* 地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護は概ね6月に1回、それ以外の地域密着型サービス（夜間対応型訪問介護を除く）は概ね2月に1回の頻度で開催してください。定期巡回・随時対応型訪問介護看護は介護・医療連携推進会議を概ね6月に1回開催してください。
  - \* 会議の開催に当たっては、利用者本人又は家族からの意見を広く聴取できる方法を工夫するとともに、会議の結果について公表又は閲覧できるよう努めてください。
- 認知症対応型サービス事業の代表者が変更となる際、定められた研修を修了していない者が代表者になっていた。
  - \* 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護事業は、厚生労働大臣が定める研修を修了した者を代表者としなければなりません。指定を受けた後、変更する場合も同様となります。
- 認知症対応型共同生活介護において、入居一時金として、退居時に返還されない「権利金」を受領していた。

#### (3) 障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所

- 法定代理受領において、市町村から支給され、受領した介護給付費の額を当該障害者に通知していなかった。
- サービス利用契約締結の報告が、支給決定した市町村に行われていなかった。

- サービス管理責任者が非常勤となっていた期間があった。
- 入所者への身体拘束を行う場合の必要な事項が記録されていなかった。
- 利用者からの預り金の管理が不十分であった。又は、預り金について、次の4点を踏まえていなかった。
  - (a) 預り金に関する規程を作成し、その規程に則って取り扱う。
  - (b) あらかじめ利用者又はその家族から文書で依頼を受ける。
  - (c) 出納簿への記帳を確実にを行うとともに、記帳等を行う職員とは別に施設の管理職員が帳簿等を定期的に点検する。
  - (d) 利用者又は家族等に管理状況等を説明し、確認を受ける。

## 4 好事例・参考事例

### (1) 施設管理

- 利用者の心身や介護の状態に応じた座席図を作成し、送迎車両を運行している。

### (2) 感染症対策・事故防止

- インシデント・アクシデント（事故）報告を積極的に行い、統計的な処理を行うことで効果的な事故防止対策に取り組んでいる。
- マニュアル等については、写真等を取り入れ、“見てわかるマニュアル”づくりを行っている。

### (3) サービス提供記録

- 運動器機能向上加算において、実施記録には写真及びグラフを加えて表示するなど工夫されている。

### (4) 職員の労働環境改善・定着

- 介護ロボットやAIロボット、タブレットを導入し、職員の負担軽減などに取り組んでいる。
- 介護福祉士資格の取得支援制度を設け、有資格職員の育成に努めている。また、短時間勤務職員制度を設け、育休明けの職員が働きやすい環境整備も行っている。
- 介護職に対する誇りと自信を高めるため、職員の意識改革に取り組んでいる。

### (5) サービスの改善

- 利用者満足度調査を実施・公表し、サービスの改善や職員の研修計画等に役立てている。
- 運営推進会議の議事録をすべての利用者家族に配布している。

(以上)

平成 31 年 3 月 26 日

介護機関管理者 様

富山市福祉保健部生活支援課長

生活保護法における介護扶助制度について

生活保護法による介護サービスの提供及び援助等につきまして、日ごろから格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、生活保護受給者の高齢化が進み、それに伴い、介護扶助を受給している被保護者数も増加傾向にあります。

そこで、生活保護法における介護扶助制度の趣旨、事務取扱等について、改めて、指定介護機関介護担当規程等と併せて周知いたしますのでご配慮願います。

今後とも、生活保護法における介護扶助の適正実施についてご協力を賜りますよう重ねてお願いいたします。

事務担当：富山市福祉保健部 生活支援課 TEL 076-443-2058 FAX 076-433-5316
--



## 生活保護法における介護扶助制度について

### 1 介護機関の指定申請と変更等の届出について

介護事業者が生活保護を受けている方に対し介護サービスを提供する場合は、事前に生活保護法の指定介護機関として、指定を受ける必要があります。

富山県では、富山市内に所在する介護事業所については、富山市長が、それ以外の市町村に所在する介護事業所については、富山県知事が指定を行います。

#### ① 平成 26 年 6 月 30 日以前に介護保険法の指定を受けた介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）

指定申請が必要です。

なお、申請様式は富山市生活支援課にありますのでご連絡ください。

富山市生活支援課：TEL 076-443-2058

#### ② 平成 26 年 7 月 1 日以降に介護保険法の指定を受けた介護機関

生活保護法による指定介護機関の指定を受けたものとみなし、申請は不要です。

また、指定介護機関は、みなし指定の事業所も含め、指定介護機関の名称、所在地や管理者の変更等がある場合、休廃止をする場合等は、介護保険法とは別途に、生活保護法に基づく届出が必要ですので、ご注意ください。

なお、申請様式は富山市生活支援課にありますのでご連絡ください。

富山市生活支援課：TEL 076-443-2058

### 2 申請書やケアプランの提出について

生活保護受給者の介護扶助費を国民健康保険団体連合会（以降、国保連）へ請求するには、福祉事務所が発行した介護券が必要です。

福祉事務所では、被保護者の方から提出された、保護申請書の一般事項のほか、要介護認定結果通知書（写）、被保険者証（写）、ケアプラン（写）をもとに介護扶助の決定を行います。

ただし、要保護者が希望する場合や要保護者からの提出を待っては保護の迅速な決定に支障が生ずるおそれがある場合には、ケアプランを介護事業所から福祉事務所に直接提出するよう求めることもあります。

なお、福祉事務所へのケアプランの提出については、あらかじめ本人の守秘義務解除の同意を得る等、個人情報の取扱いに十分ご注意ください。

### 3 介護報酬等の請求手続きについて

居宅介護費・介護予防支援費（ケアプラン作成費）は、被保護者が介護保険の被保険者である場合は、全額が介護保険の給付となります。被保護者が被保険者でない場合は、全額が介護扶助で支払われます。

被保険者でない者の場合は、サービス提供事業者と同様に福祉事務所から「生活保護法介護券」の交付を受けてから、国保連に請求します。

国保連への請求の際は、福祉事務所から交付された介護券の内容を確認し、受給者番号等必要事項を正しく転記し、介護給付費明細書を作成して請求してください。

なお、生活保護法は他の法律や他の施策を優先的に活用することが原則なので、介護扶助による公費負担の優先順位は、最下位になります。

入院等により、サービス提供がなかった場合、送付された介護券を当該福祉事務所に返送してください。

#### 4 本人支払額

福祉事務所では、介護扶助を決定する際に介護扶助の対象費用について、被保護者が負担できる収入があると認定した場合には、その負担できる額を「本人支払額」として介護券に記入します。

交付された介護券に本人支払額が記入されている場合は、その額を当該被保護者に請求します。介護給付費明細書には、「公費分本人負担額」の欄に自己負担額を記載し、その額を差し引いた額を「公費請求額」の欄に記載します。

なお、本人支払額の上限額は、15,000円です。ただし、施設入所者については、15,000円に食費を加えた額となるのでご注意ください。

#### 5 その他

原則として、生活保護法の指定介護機関のみが生活保護受給者にサービスを提供することができます。

生活保護を受けている方に対し、初めて介護サービスを提供する場合には、貴機関が生活保護法による指定を受けているかどうか、富山市生活支援課に確認するようお願いいたします。なお、事業所の指定状況についてですが、最新のものとは異なっている場合がありますので、富山市生活支援課に確認するようお願いいたします。

「急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合」には、指定介護機関以外の事業者（基準該当サービスの提供事業者等）の利用も認められますが、国保連を通じた支払いができません。（福祉事務所からの直接払いになります。）

被保護者が指定介護機関の指定を受けていない事業者のサービスを希望した場合は、福祉事務所にご相談をお願いします。

また、介護認定の変更や利用事業者の増減があった場合、医療機関に入院する場合等、変更事項が生じた場合は、まず当該福祉事務所にご連絡ください。その他、日々の業務で生じたご不明点や相談事項についても、まずは当該福祉事務所にご相談くださいようお願いいたします。

# 指定介護機関介護担当規程

平成12年3月31日

厚生省告示第191号

(指定介護機関の義務)

**第1条** 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

**第2条** 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

(介護券)

**第3条** 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

**第4条** 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

**第5条** 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

**第6条** 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

**第7条** 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

**第8条** 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

## 生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬

平成 12 年 4 月 19 日

厚生省告示第 214 号

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)第 127 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 145 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 二 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)第 136 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 三 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号)第 9 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 四 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 40 号)第 11 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 五 健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 41 号)第 12 条第 3 項第 3 号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 六 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号)第 135 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 190 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 七 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 51 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 八 介護保険法第 51 条の 3 第 5 項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 九 介護保険法第 61 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 十 介護保険法第 61 条の 3 第 5 項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。